

様式 1

群馬県知事 様

新規に登録する場合は  
「様式1」です!!

送付先:群馬県・食品・生活衛生課  
〒371-8570  
群馬県前橋市大手町1丁目1-1

記入例

令和〇年 〇月 〇日

申請者

氏名 群馬 愛子

住所 〒 370-1103

佐波郡玉村町樋越〇〇-〇

電話番号 0270-75-〇〇〇〇

(法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名)

## ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録申請書

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要領第6に基づき、以下のとおり申請いたします。

### 1 登録事業所の情報 (第一種動物取扱業の登録内容を記載)

事業所の名称	第一種動物取扱業の登録証に記載の事業所名(屋号)を書いてください
事業所の所在地	事業所の所在地を書いてください
登録の業種	<input checked="" type="checkbox"/> 販売 (登録番号: 群動愛〇〇-〇〇 ) <input checked="" type="checkbox"/> 保管 (登録番号: 群動愛〇〇-〇〇 ) <input type="checkbox"/> 展示 (登録番号: ) <input type="checkbox"/> 訓練 (登録番号: ) <input type="checkbox"/> 貸出し (登録番号: ) <input type="checkbox"/> 競り売り (登録番号: )

前橋の場合は 第 010000-〇〇-〇〇  
高崎の場合は 高〇〇〇〇-〇〇-〇〇  
といった番号です。

### 2 登録基準

申請する事業所は、次の登録基準を満たします。犬猫販売を行う方は、各□を✓で埋めてください。

犬猫販売を行わない方は、ここは飛ばし、

裏面の(2)に進んでください。

- (1) 犬猫販売を行う事業所
  - ア 飼い主に対して、以下の項目について誓約を交わした上で販売します。
    - (ア) 飼育可能な住宅に住居していること
    - (イ) 終生飼育すること
    - (ウ) 万一飼えなくなった際には、責任を持って新たな飼い主を探し、安易に放棄しないこと
  - イ 販売前に飼い主に対し、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目(別紙1)」に記載する事項の説明を十分に行います。
  - ウ マイクロチップを装着した犬猫のみを販売するとともに、販売する犬猫の所有者情報をマイクロチップデータベースに登録します。
  - エ 本申請書の3 確認事項(1)について、1項目以上実施します。
  - オ ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客が見やすい場所に掲示します。

- カ 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例及びその他関係法令を遵守しています。

**犬猫販売を行わない方は、各□を✓で埋めてください。**

**□ (2) 犬猫販売を行わない事業所**

- ア 本申請書の3 確認事項 (1) について、1項目以上実施します。
- イ ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客が見やすい場所に掲示します。
- ウ 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例及びその他関係法令を遵守しています。

**3 確認事項**

**ア～エのうち1項目以上を選んで✓してください。**

**(1) 犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進に関する以下の事項について、実施する項目は次のとおりです。**

- ア 適正飼養の普及等に関するチラシ等を店頭に設置します。
- イ 適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布します。
- ウ 群馬県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年1回以上掲載します。
- エ 飼い主に対して、適正飼養を継続して指導します。

**メールアドレスがある場合は記載してください。**

**(2) 実施に際して必要な情報は次のとおりです。メールを記載いただくと、お知らせ等を迅速に伝達できます。**

メールアドレス (アドレスのある全ての事業所)	<input checked="" type="checkbox"/> メールを記載いただくと、お知らせ等を迅速に伝達できます。 <b>gunma-aiko@○○○.jp</b>
県ホームページ等の一覧へ掲載 (全ての事業所)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。
ホームページアドレス ( (1) ウの協力ができる場合)	

**4 添付書類 (犬猫販売を行う事業所のみ)**

- 販売時説明に使用する資料 **犬猫販売を行う方は、販売時説明に使用する資料を添付し、申請書と一緒に提出してください。**

**5 登録時情報の変更**

**説明内容が「実施要領 別紙1」を満たしているか確認してください。**

- 「1 登録事業所の情報」のうち事業所の名称、「3 確認事項」に記載した内容、及び「4 添付書類」において添付した販売時説明に使用する資料を変更した場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ事業所変更届出書 (様式5) を提出します。